

石 狩 湾 新 港
港 湾 料 率 表

令和元年 10 月
石狩湾新港管理組合

目 次

I 港湾管理者の料金

・ 入港料	1
・ 港湾施設使用料	2
曳船使用料	2
岸壁等使用料	3
船舶給水施設使用料	3
荷さばき地使用料	4
港湾施設用地等使用料	4
上屋使用料	7
荷役機械使用料	8
計量器使用料	8
電気施設使用料	8
漁港施設等使用料	8
木材ふ頭特別整備施設使用料	8
・ 占用料	11
・ 土砂採取料	12

II 港湾管理者以外の者の料金

・ とん税、特別とん税	13
・ 水先料	14
・ 綱取放料	18
・ 綱取ボート料	21
・ 曳船作業料	22

入 港 料

石狩湾新港管理組合入港料条例

昭和 5 7 年 3 月 3 0 日

条 例 第 3 号

改正 令和元年 8 月 6 日 条 例 第 4 号

施行 令和元年 1 0 月 1 日

(1)入港料（第2条）

外航船舶	入港 1 回につき総トン数 1 トンごとに、2 円 16 銭
内航船舶	入港 1 回につき、外航船舶の総トン数 1 トンまでごとの額から 2 分の 1 を減じた額に当該額に課される消費税および地方消費税に相当する額を加えた額（1 円 18 銭）

備考

ア 外航船舶とは、消費税法施行令（昭和 63 年政令第 360 号）第 17 条第 2 項第 3 号に規定する船舶をいう。

イ 内航船舶とは、外航船舶以外の船舶をいう。

ウ 入港料の算定に当たっては、その船舶の総トン数に 1 トン未満の端数があるときはその端数は切り上げ、算出した金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額は切り捨てるものとする。

(2)入港料を徴収しない船舶（第3条）

ア 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 44 条の 2 第 1 項ただし書に規定する船舶

イ 総トン数 700 トン未満の船舶

(3)入港料の減免（第4条）

ア 同一船舶が 1 日に 1 回を超えて入港する場合には、1 回を超える入港に係る入港料は、免除する。

イ 同一船舶が 1 月に 10 回を超えて入港する場合には、10 回を超える入港に係る入港料は、免除する。

ウ 前 2 項に定めるものを除くほか、管理者が公益上の必要その他特別の理由があると認めるときは、入港料を減免することができる。

港 湾 施 設 使 用 料

石狩湾新港管理組合港湾施設管理条例

昭 和 5 7 年 3 月 3 0 日

条 例 第 2 号

改正 令和元年 8 月 6 日 条 例 第 3 号

施行 令和元年 1 0 月 1 日

区 分	内 訳		単 位	金 額		
				外航船舶	内航船舶	
曳船（「かむい」） 使用料	(1)基本料金	総トン数 3,000トン未満の船舶	時間	30,700 円	33,770 円	
		総トン数 5,000トン未満の船舶	時間	52,000 円	57,200 円	
		総トン数 10,000トン未満の船舶	時間	67,000 円	73,700 円	
		総トン数 15,000トン未満の船舶	時間	101,900 円	112,090 円	
		総トン数 20,000トン未満の船舶	時間	114,600 円	126,060 円	
		総トン数 25,000トン未満の船舶	時間	130,700 円	143,770 円	
		総トン数 30,000トン未満の船舶	時間	158,200 円	174,020 円	
		総トン数 30,000トン以上の船舶	時間	199,700 円	219,670 円	
	使用時間が1時間を超える場合は、超過時間30分までごとに5割の額を加算する。					
	(2)割増料金	ア:冬期 (1)の5割相当額 イ:執務時間外 (1)の5割相当額 ウ:荒天時 (1)の5割相当額 エ:防波堤外 (1)の5割相当額				
(3)待機料	曳船が待機した後、使用者の都合により使用時間を変更し、又は使用しなかったとき (1)及び(2)のイの合計の5割相当額					
(4)石狩湾新港小樽港間回航料	片道	1回	55,000 円	60,500 円		

特記事項

- ・ 当管理組合が運営する曳船「かむい」は、主に石狩湾新港内等において、離接岸作業に対応しております。
- ・ この他、石狩湾新港サービス（株）においても、「おふゆ」「そうや」の2隻の曳船を運営しております。
- ・ これらの曳船の作業については、曳船の保有者など関係者と調整を行った上で、各種作業に対応させていただきます。
- ・ 外航船舶とは、消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第17条第2項第3号に規定する船舶をいい、内航船舶とは、外航船舶以外の船舶をいう

区 分	内 訳		単 位	金 額		
				外航船舶	内航船舶	
岸壁等使用料 [岸壁、物揚場(漁港区等を除く。)及びドルフィンに適用]	(1) 総トン数 100トン以上の船舶	ア 係留時間 12 時間まで	トン	8 円 40 銭	9 円 24 銭	
		イ 係留時間 24 時間まで (アの場合を除く)	トン	11 円 20 銭	12 円 32 銭	
		ウ 係留時間 24 時間を超えるときは、超過する 12 時間までごとにイの額に加算する	トン	5 円 60 銭	6 円 16 銭	
	(2) 総トン数 50トン以上 100トン未満の船舶	ア 係留時間 12 時間まで	隻	832 円	915 円	
		イ 係留時間 24 時間まで (アの場合を除く)	隻	1,110 円	1,221 円	
		ウ 係留時間 24 時間を超えるときは、超過する 12 時間までごとにイの額に加算する	隻	555 円	610 円	
	(3) 総トン数 50トン未満の船舶	ア 係留時間 12 時間まで	隻	405 円	445 円	
		イ 係留時間 24 時間まで (アの場合を除く)	隻	540 円	594 円	
		ウ 係留時間 24 時間を超えるときは、超過する 12 時間までごとにイの額に加算する	隻	270 円	297 円	
船舶給水施設使用料	(1) 基本料金	ア 総トン数 100トン以上の船舶	10 m ³ まで	夏期	7,800 円	8,580 円
				冬期	10,000 円	11,000 円
		イ 総トン数 100トン未満の船舶	5 m ³ まで	夏期	3,900 円	4,290 円
				冬期	5,000 円	5,500 円
		ウ 上記数量を超える給水の場合	1 m ³ ごと	夏期	780 円	858 円
				冬期	1,000 円	1,100 円
(2) 割増料金	執務時間外及び荒天時の給水は、基本料金の 5 割を加算する。					

区 分	内 訳				単 位	金 額
荷さばき地使用料 (漁港区等を除く。)	(1)コンクリート舗装の荷さばき地	ア 一般使用料	初日から 15日まで	1日ごと	㎡	4円58銭
			16日以降	1日ごと	㎡	6円88銭
		イ 専用使用料	1月ごと		㎡	112円59銭
	(2)その他の荷さばき地	ア 一般使用料	初日から 15日まで	1日ごと	㎡	4円40銭
			16日以降	1日ごと	㎡	6円60銭
		イ 専用使用料	1月ごと		㎡	107円80銭
	(3)西2号荷さばき地		1月ごと		—	3,390,200円
港湾施設用地等使用料(漁港区等を除く。ただし、(3)占有使用料は荷さばき地及び漁港区等を含む。)	(1)一般使用料	ア 初日から15日まで		1日ごと	㎡	3円19銭
		イ 16日以降		1日ごと	㎡	4円84銭
	(2)専用使用料	ア 防塵柵付舗装地		1月ごと	㎡	71円50銭
		イ 舗装地		1月ごと	㎡	67円10銭
		ウ 未舗装地		1月ごと	㎡	57円20銭
	(3)占有使用料	ア 地上施設 又は物件	(ア)第1種電柱	1年ごと	本	1,000円(税抜)
			(イ)第2種電柱	1年ごと	本	1,600円(税抜)
			(ウ)第3種電柱	1年ごと	本	2,200円(税抜)
			(エ)第1種電話柱	1年ごと	本	930円(税抜)
			(オ)第2種電話柱	1年ごと	本	1,500円(税抜)
			(カ)第3種電話柱	1年ごと	本	2,100円(税抜)
			(キ)その他の柱類	1年ごと	本	72円(税抜)
	(ク)共架電線その他上空に設ける線類	1年ごと	m	10円(税抜)		

区 分	内 訳			単 位	金 額	
港湾施設用地等使用料（漁港区等を除く。ただし、(3)占有使用料は荷さばき地及び漁港区等を含む。）	(3)占有使用料	ア 地上施設 又は物件	(ケ)地下電線その他地下に設ける線類	1年ごと	m	5円（税抜）
			(コ)路上に設ける変圧器	1年ごと	個	700円（税抜）
			(サ)地下に設ける変圧器	1年ごと	m ² （占有面積）	480円（税抜）
			(シ)変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1年ごと	個	1,400円（税抜）
			(ス)郵便差出箱類	1年ごと	個	600円（税抜）
			(セ)広告塔	1年ごと	m ² （表示面積）	4,400円（税抜）
			(ソ)その他のもの	1年ごと	m ² （占有面積）	1,400円（税抜）
	イ 地下管路類		(ア)外径が0.1メートル未満のもの	1年ごと	m	48円（税抜）
			(イ)外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	1年ごと	m	72円（税抜）
			(ウ)外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	1年ごと	m	95円（税抜）
			(エ)外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	1年ごと	m	190円（税抜）
			(オ)外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	1年ごと	m	480円（税抜）
			(カ)外径が1メートル以上のもの	1年ごと	m	950円（税抜）

区 分	内 訳			単 位	金 額	
港湾施設用地等使用料（漁港区等を除く。ただし、(3)占用使用料は荷さばき地及び漁港区等を含む。）	(3)占用使用料	ウ 移動可能施設又は物件	(ア)一時的に設けるもの	1日ごと	㎡ (占有面積)	44円(税抜)
			(イ)その他のもの	1月ごと	㎡ (占有面積)	440円(税抜)
	エ 看板その他の工 作物	(ア)看板 (ア- チで ある もの を除 く。)	①一時的に設けるもの	1月ごと	㎡ (表示面積)	440円(税抜)
			②その他のもの	1年ごと	㎡ (表示面積)	4,400円(税抜)
		(イ)標識	1年ごと	本	1,100円(税抜)	
		(ウ)旗竿	①一時的に設けるもの	1日ごと	本	44円(税抜)
			②その他のもの	1月ごと	本	440円(税抜)
		(エ)幕	①一時的に設けるもの	1日ごと	㎡	44円(税抜)
			②その他のもの	1月ごと	㎡	440円(税抜)

区 分	内 訳				単 位	金 額	
港湾施設用地等使用料（漁港区等を除く。ただし、(3)占用使用料は荷さばき地及び漁港区等を含む。）	(3)占用使用料	エ 看板その他の工作物	(オ)ア-チ	①車道を横断するもの	1月ごと	基	4,400円(税抜)
				②その他のもの	1月ごと	基	2,200円(税抜)
		オ 工事用施設又は物件			1月ごと	m ² (占有面積)	440円(税抜)
	カ アからオに定める以外のものについては、荷さばき地使用料又は港湾施設用地等使用料の(1)若しくは(2)に定める使用料を準用する。						
区 分	内 訳				単 位	金 額	
上屋使用料	(1)一般使用料	ア 許可の日から3日まで		1日ごと	m ²	5円99銭	
		イ 許可の日から4日以降15日まで		1日ごと	m ²	12円23銭	
		ウ 許可の日から16日以降30日まで		1日ごと	m ²	27円7銭	
		エ 許可の日から31日以降		1日ごと	m ²	54円94銭	
	(2)専用使用料			1月ごと	m ²	343円	
	(3)天井クレーン付上屋一般使用料	ア 許可の日から3日まで		1日ごと	m ²	19円66銭	
		イ 許可の日から4日以降15日まで		1日ごと	m ²	40円	
		ウ 許可の日から16日以降30日まで		1日ごと	m ²	88円57銭	
		エ 許可の日から31日以降		1日ごと	m ²	179円77銭	
	(4)天井クレーン付上屋専用使用料			1月ごと	m ²	567円	
	(5)くん蒸施設使用料			1日ごと	m ²	188円	
	(6)定温施設使用料			1日ごと	m ²	83円	

区 分	内 訳			単 位	金 額	
荷役機械使用料	(1)ガントリークレーン			時間	51,040 円	
	(2)リーチスタッカー			時間	5,225 円	
	使用時間が1時間を超える場合は、超過時間 30 分までごとに5割の額を加算する。					
	(3)チップ用荷役機械			月	7,477,800 円	
計量器使用料	トラックスケール			1 回	533 円	
電気施設使用料	冷凍コンセント		1 口ごと	時間	146 円	
漁港施設等使用料 (漁港区等に適用)	(1)港湾施設用地等使用料	ア 基本料金	1 級地	1 月ごと	m ²	58 円 90 銭
			2 級地	1 月ごと	m ²	48 円 51 銭
			3 級地	1 月ごと	m ²	41 円 58 銭
			舗装地の場合は各級地の単価に8円7銭を加算する。			
		イ 割増料金	工作物（埋設管、架空管、電柱その他これらに類するもの及び仮設物を除く。）を設置する場合は基本料金の2割に相当する額を加算する。			
	(2)漁港区等物揚場使用料	ア 一般使用料	総トン数 20トン未満の船舶	1 隻ごと	日	172 円
			総トン数 20トン以上の船舶	1 隻ごと	日	346 円
		イ 登録使用料	登録期間 1 月までの船舶		トン	138 円 60 銭
			登録期間 1 月を超え 3 月までの船舶		トン	381 円 15 銭
			登録期間 3 月を超え 6 月までの船舶		トン	727 円 65 銭
登録期間 6 月を超え 9 月までの船舶		トン	1,039 円 50 銭			
登録期間 9 月を超え 1 年までの船舶		トン	1,316 円 70 銭			
木材ふ頭特別整備施設使用料				m ³	140 円 (税抜)	

備考

- ア 曳船の使用時間は、作業につくため定けい場を出発した時刻から作業を終了して定けい場に帰着した時刻までとする。ただし、出勤中他の作業につくときは、その作業につくため行動を開始した時刻までとし、その後の作業に対する使用時間は、その作業につくため行動を開始した時刻からその作業を終了して他の作業につくため行動を開始した時刻までとし、最後の作業の場合は、定けい場に帰着した時刻までとする。
- イ 曳船の使用が執務時間の内外にわたるときの使用料については、使用時間のいずれが大なるものの料金を適用する。ただし、両者が同一のときは、執務時間内の料金を適用する。
- ウ 曳船の石狩湾新港小樽港間回航料は、1回航につき複数の使用者がある場合は、回航料をその使用者数で除した額を1使用者の回航料とし、すべての使用者からそれぞれ徴収するものとする。
- エ 夏期は、4月1日から11月30日までとし、冬期は、12月1日から翌年3月31日までとする。
- オ 執務時間は、日曜日、土曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から翌年1月3日まで及び管理者が必要と認める日をいう。）を除き、午前9時から午後5時30分までとする。
- カ 「漁港区等」とは、漁港区及び船溜をいう。
- キ 「1級地」とは、係留施設の法線から50メートル以内の用地、「2級地」とは、係留施設の法線から150メートル以内の用地で1級地以外のもの、「3級地」とは、1級地及び2級地以外の用地をいう。
- ク 「外航船舶」とは、消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第17条第2項第3号に規定する船舶をいい、「内航船舶」とは、外航船舶以外の船舶をいう。
- ケ 曳船を船舶のけい離作業以外の作業に使用するときの料金については、管理者がその都度定める。
- コ 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものとする。
- サ 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものとする。
- シ 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- ス 移動可能施設又は物件とは、土地に固着せず、容易に撤去できるもので、露店、商品置場その他これらに類する施設又は物件をいうものとする。
- セ 工事用施設又は物件とは、工事用板囲、足場、詰所及び土石、竹木、瓦その他これら

- に類する施設又は物件をいうものとする。
- ソ 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- タ 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- チ 占有料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占有料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。
- ツ 1時間未満、1トン未満、1メートル未満、1平方メートル未満及び1立方メートル未満の端数は、それぞれ1時間、1トン、1メートル、1平方メートル及び1立方メートルとして計算する。
- テ 1月を単位とするものの1月未満は、15日までは半月分、16日以上は1月分とする。
- ト けい留施設の使用時間は、船舶を当該施設にけい留した時刻から離岸した時刻までとする。
- ナ 船舶の総トン数は、原則として公の発行する証書に記載してあるものを用い、総トン数の記載のない船舶については、管理者が認定する。ただし、けい留施設の使用料を計算する場合に限り、船体の全長メートル数が総トン数を100で除した数値に75を加えた数値以上の船舶については、次の式により算出した数値を総トン数とみなす。
(全長のメートル数-75) × 100
- ニ 前号の規定にかかわらず、はしけのけい留施設使用料を計算する場合にあつては、はしけの満載積トン数の60パーセントをもって総トン数とみなす。
- ヌ 貨物のトン数は、重量は1,000キログラム、容量は1133立方メートルをもって1トンとし、重量又は容量の大きい方を用いる。ただし、管理者が適正と認める商習慣がある場合は、これによることができる。

占用料（港湾区域内及び港湾隣接地域内）

石狩湾新港の港湾区域内及び港湾隣
 接地域内における占用料等徴収条例
 平成 12 年 2 月 23 日
 条 例 第 3 号
 改正 平成 18 年 3 月 6 日 条 例 第 5 号

施行 平成 18 年 4 月 1 日

占 用 物 件		期間	単位	単価及び算出方法
管(外径が 0.4メー トル未 満の もの に 限る。)類 等	外径が0.1メートル 未満のもの	1年	m	48円
	外径が0.1メートル 以上0.15メートル 未満のもの			72円
	外径が0.15メートル 以上0.2メートル 未満のもの			95円
	外径が0.2メートル 以上のもの			190円
さん橋、浮さん橋、けい船杭その 他の建造工作物(外径が0.4メー トル以上の管を含む。)		1年	m ²	近傍類似の土地の1平方メートル当たりの価格(地方税 法(昭和25年法律第226号)第349条に規定する固定 資産課税台帳に登録された価格をいう。以下「近傍価格」 という。)に100分の6を乗じて得た額(その額が20 円に満たない場合にあつては、20円)
その他		1年	m ²	近傍価格に100分の4を乗じて得た額(その額が10円 に満たない場合にあつては、10円)

備考

ア 1件が1平方メートル未満若しくは1メートル未満であるとき又は1件に1平方メートル未満若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算する。

イ 占用の期間が1年未満であるとき又は占用の期間に1年未満の端数があるときは、月割をもつて計算し、1月未満の端数があるときは、1月とみなして計算する。

ウ 単価を算出するに当たっては、近傍価格が前年度の占用料の算定に用いた近傍価格に1.1を乗じて得た額(以下「調整近傍価格」という。)を超える場合には、当該調整近傍価格を近傍価格とする。

土砂採取料（港湾区域内及び港湾隣接地域内）

石狩湾新港の港湾区域内及び港湾隣
接地域内における占用料等徴収条例

平成 1 2 年 2 月 2 3 日

条 例 第 3 号

改正 平成 1 8 年 3 月 6 日 条 例 第 5 号

施行 平成 1 8 年 4 月 1 日

区 分	単 位	単 価
砂	m ³	136 円 50 銭
その他の土石	m ³	105 円

備考

ア 砂とは、直径 0.5 センチメートル未満のものをいう。

イ 1 件が 1 立方メートル未満であるとき又は 1 件に 1 立方メートル未満の端数があるときは、1 立方メートルとして計算する。

とん税・特別とん税

1 とん税

外国貿易船の開港への入港に対して課される国税。

〔とん税法〕
〔昭和32年法律第37号〕

- (1) 開港への入港ごとに納付する場合・・・純トン数1トンまでごとに16円
- (2) 開港ごとに1年分を一時に納付する場合・・・純トン数1トンまでごとに48円

2 特別とん税

外国貿易船の開港への入港に対して課される国税で、特別とん譲与税法により市町村に譲与される。

〔特別とん税法〕
〔昭和32年法律第38号〕

- (1) 開港への入港ごとに納付する場合・・・純トン数1トンまでごとに20円
- (2) 開港ごとに1年分を一時に納付する場合・・・純トン数1トンまでごとに60円

水先料

石狩湾新港水先案内人
(令和元年10月1日現在)

- 1 水先料の上限の額は、別表の水先料の額の100分の110に相当する額とする。
- 2 次の表の左欄に掲げる水先をする場合における水先料の額は、前項の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる額の100分の110に相当する額とする。

左欄			右欄
1 試運転、コンパス矯正、方向探知器誤差測定その他これに類する目的のため水先をする場合	港内において水先をする場合	水先をする時間が2時間以内であるとき	別表に定める転びように係る水先料の額
		水先をする時間が2時間を超えるとき	別表に定める転びように係る水先料の額に、2時間を超える1時間ごとに(1時間に満たないものは1時間とする。以下同じ。)その額の100分の50に相当する額を加えた額
	港内と港外との間又は港外において水先をする場合	水先をする時間が2時間以内であるとき	別表に定める入出港に係る水先料の額
		水先をする時間が2時間を超えるとき	別表に定める入出港に係る水先料の額に、2時間を超える1時間ごとに同表に定める転びように係る水先料の額の100分の50に相当する額を加えた額
2 入出港する船舶について、水先人が通常乗下船する場所から著しく離れた地点から、又はその地点まで水先をする場合			別表に定める入出港に係る水先料の額に、その100分の50に相当する額の範囲内で、その距離に応じて水先人と船舶所有者又は船長とが協議して定めた額を加えた額
3 水先人の事務所が置かれている港から著しく離れた場所において水先をする場合			別表に定める水先料の額に、水先人の旅費、宿泊料及び乗下船に要する費用に相当する額を加えた額
4 12月1日から3月31日までの間に水先をする場合			別表に定める水先料の額に、同表に定めるに日出から日没までの間において水先をする場合の水先料の額の100分の40に相当する額を加えた額

- 3 次の各号に掲げる水先をする場合における水先料の額は、前2項の規定にかかわらず、別表の水先料の額（前項の表の左欄に掲げる水先をする場合には同表の右欄に掲げる額）とする。
- ① 専ら国内及び国内以外の地域にわたって又は国内以外の地域間で行われる旅客又は貨物の輸送の用に供される船舶の水先であって、海上運送法第2条第2項に規定する船舶運航事業又は同条第7項に規定する船舶貸渡業を営む者に対してするもの
 - ② 前号に掲げるもののほか、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第6号に規定する非居住者に対してする水先
- 4 他の水先人と共同で水先をする場合（操舵室が船側にある船舶の水先をする場合及びいずれかの水先人が研修中の水先人として水先をする場合を除く。）における水先料の額は、前3項の規定にかかわらず、これらの規定による水先料の額（第2項の表3の割増額を除く。）からその100分の15に相当する額を減じた額とする。
- 5 水先人が約定した場所におもむいてから水先する船舶を下船するまでの間において当該船舶の船長の責めに帰すべき事由により30分を超えて待機した場合における水先料の額は、前各項の規定にかかわらず、これらの規定による水先料の額に、その超えた時間の30分ごとに5、400円の100分の110に相当する額（第3項各号に掲げる水先をする場合にあっては、その超えた時間の30分ごとに5、400円）を加えた額とする。
- 6 研修中の水先人と共同で水先をする場合又は自らが研修中の水先人として他の水先人と共同で水先をする場合における水先料の額は、前各項（第4項を除く。）の規定にかかわらず、これらの規定による水先料の額から100分の50に相当する額を減じた額とする。

(別表)

水先区 の 名 称	水先をする船舶 の運航区分	水先料の額					
		日出から日没までの間において水先をする場合					日出か ら日出 までの 間にお いて水 先をす る場合
		えい航される船舶以外の船舶の場合				えい航 される 船舶の 場合	
		船舶のトン数の測度に関する法律（昭和55 年法律第40号）第5条第3項に規定する二 層以上の甲板を備える船舶であって、国土交 通省令で定めるもの（以下「多層甲板船」と いう。）以外の船舶の場合		多層甲 板船の 場合			
		総トン数が千ト ン以下であり、か つ、喫水が3メー トル以下である 場合	総トン数が千トンを超え、 又は喫水が3メー トルを超える場合				
基本額	加算額						
小樽 水 先 区	小樽港への入港 又は同港からの 出港	33,123 円	1,190 円	総トン数千 トン（千ト ンに満たな いものは千 トンとす る。）を増 すごとに加 算額を、喫 水30セン チメートル （30セン チメートル に満たない ものは30 センチメー トルとす る。）を増 すごとに加 算額をそれ ぞれ基本額 に加えた額	基本額 又は総 トン数 が千ト ンを超 え、又 は喫水 が3メ ートル を超え る場合 の欄に 掲げる 額（以 下「基 本料の 額」と いう。 ）の1 00分 の10 0に相 当する	えい航 される 船舶以 外の船 舶の場 合の欄 に掲げ る額の 100 分の1 80に 相当す る額	日出か ら日没 までの 間にお いて水 先をす る場合 の欄に 掲げる 額の1 00分 の15 0に相 当する 額
	小樽港内におけ る転びよう	33,123 円	1,190 円				
注) 石狩湾新港での水先料については、水先類似行為として、小樽水先区の水先料を準用する。							

		額の範囲内で加算額に加算割増率を乗じて得た額を基本額又は基本料の額に加えた額		
--	--	--	--	--

備考

- 1 この表における水先料の額の欄中「日出から日没までの間において水先をする場合」及び「日没から日出までの間において水先をする場合」の適用については、当該規定中「水先をする」を船舶に乗り込んだ後、当該船舶を導くために必要な準備行為を開始した時点（以下「水先を始めた時」という。）から当該船舶を導く行為を終了する時点（以下「水先を終わる時」という。）までの間の行為に限ることとして、これを行うものとする。
- 2 この表における喫水は、水先を始めた時から水先を終わる時までの間における最大のものとし、排水量をもって大きさを表す船舶については、その排水トン数の5分の3に相当するトン数を当該船舶の総トン数とみなす。
- 3 加算割増率は、次の算式により算出する。

$$K = \{ (3.5 / 1,000) \times L^3 - T \times 1.2 \} / 1,000$$

Kは、加算割増率であって、負の値の場合は0とする。
Lは、船舶の長さ（メートル）の値
Tは、総トン数（千トン以下の場合は千トン）の値

綱取放料

ノーススタートランスポート（株）

（令和元年 10 月 1 日現在）

1. 船舶繋離船作業

本船総噸数	基本料金（本船繋船・離船格別に 1 作業 1 時間までにつき）			
	東埠頭・花畔埠頭・樽川埠頭・各埠頭			
	外航船舶		内航船舶	
	繋船料（円）	離船料（円）	繋船料（円）	離船料（円）
1,000 噸未満			13,600	9,100
3,000 噸未満			17,900	11,900
5,000 噸未満	26,600	22,300	22,300	14,900
10,000 噸未満	33,500	27,700	24,600	16,400
15,000 噸未満	39,200	33,500	29,600	19,700
20,000 噸未満	44,800	38,200	34,400	23,000
25,000 噸未満	50,500	42,700	37,500	25,000
30,000 噸未満	55,900	46,600	41,300	27,500
35,000 噸未満	61,200	50,400		
40,000 噸未満	67,200	55,200		
45,000 噸未満	73,200	60,000		
50,000 噸未満	80,400	66,000		
60,000 噸未満	96,000	69,600		
70,000 噸未満	108,000	72,000		
80,000 噸未満	120,000	84,000		
90,000 噸未満	132,000	96,000		

2. 適用条件

- (1) 基地から作業場所まで往復に要する時間は作業時間に含みます。
- (2) 最初の 1 時間を超過した場合は 30 分またはその端数毎に 60% を加算します。
- (3) 消費税対象の場合は繋離船料金合計金額に加算させて載きます。

3. 割増料金

項目及び要件	割増率	
	外航船舶	内航船舶
時間外割増 17：00～22：00	50%	60%
時間外割増 06：00～08：00	50%	60%
時間外割増 22：00～06：00	100%	120%
休日割増（日曜・祝日）	50%	60%

年末年始割増 (12月31日～1月3日)	100%	120%
冬季割増 (12月1日～3月21日)	50%	60%
荒天割増(雨、雪、霧にて視 界20米以内のとき又は風速 15米以上のとき)	50%	60%

4.本表に定めていない契約に対する料金はその都度協定します。

綱取ボート料

石狩湾新港サービス（株）

（令和元年 10 月 1 日現在）

	夏期（4月1日～11月30日）			冬期（12月1日～3月31日）		
	08:00～17:00	17:00～22:00 06:00～08:00	22:00～06:00	08:00～17:00	17:00～22:00 06:00～08:00	22:00～06:00
5,000 トン未満	18,000 円	27,000 円	36,000 円	27,000 円	40,500 円	54,000 円
10,000 トン未満	21,000 円	31,500 円	42,000 円	31,500 円	47,250 円	63,000 円
10,000 トン以上	25,000 円	37,500 円	50,000 円	37,500 円	56,250 円	75,000 円

- 適用条項
- （イ） 1 作業 1 時間につき上記の料金とします。
 - （ロ） 荒天の場合は 50% を加算します。
 - （ハ） 土曜・日曜・祝祭日（12月29日～1月3日を含む）の場合は 50% を加算します。
 - （ニ） 内航船（消費税法施行令に定める「外航船」以外の船舶）には、消費税を加算します。
 - （ホ） 上記料金表に定めのない事項については、その都度双方で協議します。

曳船作業料（「おふゆ」「そうや」）

石狩湾新港サービス（株）

（令和元年 10 月 1 日現在）

I 基本料金（1 作業 1 時間につき）

〈本船総トン数〉	〈3, 500 馬力級〉
～10, 000	73, 300 円
～15, 000	111, 600 円
～20, 000	125, 500 円
～25, 000	143, 200 円
～30, 000	173, 300 円
30, 000～	218, 800 円

※ 特別料金 本船総トン数 3, 000 t 未満 = 33, 500 円

II 割増料金

- | | |
|---|------|
| 1 冬期（12月1日～3月31日） | 50% |
| 2 時間外 06:00～08:00 | 50% |
| 17:00～22:00 | 50% |
| 22:00～06:00 | 100% |
| 3 土曜・日曜・祝祭日（含む：12月29日～1月3日）
（日曜・祝祭日が重なる場合：翌日を休日扱い） | 50% |
| 4 荒天（視界（雨、霧、雪）20m以内、風速15m/sec以上） | 50% |
- ※ 重複の場合：料金（作業時間による計算額）に該当項目の割増をそれぞれ加算

III 附带条件

- 1 曳船の作業時間には、基地から作業場所の往復時間及び本船の都合による待機時間を含みます。
- 2 最初の1作業1時間未満は、基本料金を申し受けます。最初の1時間を超過した場合、30分またはその端数毎に50%を加算します。
- 3 曳船が出動準備後に作業取消しがあった場合の取消料は、基本料金の50%とします。
- 4 曳船出動後の作業取り消しは、実働時間として計算します。
- 5 緊急出動、待機、その他特殊作業は、別途協議とします。
- 6 石狩湾新港・小樽港間の回航料は、片道で55,800円（消費税別途）とします。
- 7 内航船（消費税法施行令に定める「外航船」以外の船舶）には、消費税を加算します。